様式第2号（第6条関係）

　　　　年　　月　　日

使用済自動車海上輸送費補助金交付決定通知書

　　　　　　　　　　様

丸亀市長

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった使用済自動車海上輸送費補助金の交付については、使用済自動車海上輸送補助金交付要綱第６条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

１　交付します。

交付金額　　　　　　　　　　円

２　交付できません。

交付できない理由

注意事項

(１)　市長が必要であると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をします。

(２)　この補助金に係る文書については、法令に定めのあるものはその期間、その他のものは事業が完了した日の属する年度の終了後５年間保存すること。

(３)　市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。

(４)　丸亀市補助金等交付規則の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金等の返還を求めます。